

主な財政用語を五十音順に掲載してあります。

あ行	か行	さ行	た行	な・は行	ま・や・ら行
----	----	----	----	------	--------

あ ▲	いじほしゆうひ 維持補修費	町が管理する公共用施設等の修繕費など、施設の機能を正常に保つための経費です。
	いぞんざいげん 依存財源	歳入のうち、国庫支出金や県支出金、町債、地方交付税のように国・県から交付されたり割り当てられたりする財源です。 ⇨ 自主財源
	いっばんかいけい 一般会計	町の会計の中心となるものです。町政運営のための経費全体を網羅して計上します。 (関連: 特別会計 企業会計 普通会計)
	いっばんざいげん 一般財源	歳入のうち、用途が特定されていないため、どのような経費にも使用することができる財源です。 ⇨ 特定財源
	えいせいひ 衛生費	予防注射やごみ処理など、健康・衛生的な生活のための経費です。
か ▲	かしつけきん 貸付金	財団法人等に対する貸付金です。
	かぶしきとうじょうとしよとくわりこうふきん 株式等譲渡所得割交付金	株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。
	ぎかいひ 議会費	町議会を運営するための経費です。
	ききん 基金	特定の目的のために資金を積み立て、又は定額の資金を運用したりするために設けられた「町の貯金」です。
	きぎょうかいけい 企業会計	町が行う事業のうち、地方公営企業法に基づき独立採算を基本とする企業の経営を行う会計をいい、五霞町では水道事業がこれにあたります。
	きさいせいげんひりつ 起債制限比率	公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の元利償還金に充てられた一般財源のうち、地方交付税措置されるものを除いた額の、 標準財政規模 及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対する割合で過去3年間の平均値。 20%以上の場合は、地方債の起債が制限されます。
	きじゆんざいせいしゆうにゆうがく 基準財政収入額	各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として、普通交付税が交付されます。
	きじゆんざいせいじゆうがく 基準財政需要額	地方交付税の算定基礎となるもので、各自治体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額の合算額です。 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、そ

	の差額(財源不足額)を基本として、普通交付税が交付されます。
きふきん 寄附金	町民の方々や団体などから頂いた寄附金です。
ぎむてきけいひ 義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられていて任意に削減することができない経費です。 人件費 、 扶助費 、 公債費 がこれにあたります。
きょういくひ 教育費	小・中学校など教育関係の経費です。
くりいれきん 繰入金	基金から一般会計へ移された金額です。(地方公共団体の各会計間で移動する現金)
くりこしきん 繰越金	前年度から今年度へ持ち越した金額です。
くりこしめいきよひ 繰越明許費	「 継続費 」や「 債務負担行為 」が最初から複数年度にわたるものであるのに対し、経費の性質や予算成立後のなんらかの理由で、その年度内に支出を終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用するものをいいます。
くりだしきん 繰出金	一般会計から特別会計に支出される経費です。
けいじょういっばんざいげん 経常一般財源	毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。 具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。
けいじょういっばんざいげんひりつ 経常一般財源比率	標準財政規模 に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。
けいじょうしゅうしひりつ 経常収支比率	町の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。 経常収支比率は、町にあっては70%程度が望ましいとされており、75%以上になると財政構造の弾力性を失いつつあるとされています。
けいじょうてきけいひ 経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいいます。 ⇨ 臨時的経費
けいぞくひ 継続費	数年度にわたる事業などを実行するとき、その総額と年度ごとの額をあらかじめ一括した予算にし、議会の議決をえたもので、単年度予算の例外をなすものです。
けっさん 決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度終了後において作成され、監査委員の審査後、議会の認定を経ることで確定します。
けんししゅつきん 県支出金	町が行う事業に対して県から交付されるものです。

げんぜいほてんさい 減税補てん債	個人住民税の減税によって町税収入が減収となることに対して、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債をいいます。
こうさいひ 公債費	町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子をいいます。
こうさいひひりつ 公債費比率	各年度の公債費の一般財源に占める割合です。 この比率が10%を超えないのが望ましいとされています。
こうさいひふたんひりつ 公債費負担比率	公債費と一般財源の関係を見るための指標です。 公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合です。 この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。 一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。
こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん 交通安全対策特別交付金	交通反則金のうち、町に交付されるもので、歩道、ガードレール、道路照明などの交通安全施設に使われます。
こくししゅつぎん 国庫支出金	町が行う事業のうち、国が公益性を認め、その事業を実施するために国から交付されるものです。
さ ▲ さいがいふつきゅうひ 災害復旧費	災害による被害の復旧のための経費です。
ざいさんしゅうにゅう 財産収入	町が所有する財産の貸付等による収入です。
さいしゅつ 歳出	4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての支出のことです。
ざいせいさいけんだんたい 財政再建団体	自治大臣の指導のもとで財政再建計画を立て、住民税等にて標準税率を超えて課税するなど歳入増計画、職員の整理・給与水準の引き下げ・事業の切り捨てを中心とした歳出削減計画を含まなければならない。
ざいせいりょくしゅう 財政力指数	町の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値をいいます。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕があり、1を超える場合、地方交付税の不交付団体となります。
さいにゅう 歳入	4月1日から翌年3月31日の1年間を「会計年度」と呼びますが、この会計年度におけるすべての収入のことです。
さいむふたんこうい 債務負担行為	「債務」とは、経費の支出義務のことです。 履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつです。
じしゅざいげん 自主財源	自主的に収入しうる財源をいいます。 ⇔ 依存財源
じっしつこうさいひひりつ 実質公債費比率	H18年度から起債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、起債制限比率に代わる新たな財政指標。普通会計の公債費負担に加え、新たに公営企業(水道事業など)への繰出金や一部事務組合などの公債費負担分を反映させた指標で、3年間の平均により算出。18%を超えると地方債許可団体となり、25%を超えると単独事業の起債が制限される。
じっしつしゅうし 実質収支	収入と支出の差額から翌年度へ繰り越す金額を控除した決算額です。実質収支は、町の財政運営の良否を判断するポイントになります。
じっしつしゅうしひりつ 実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合です。

じっつたんねんどしゅうし 実質単年度収支	単年度収支の中の実質的な黒字要素や赤字要素を控除した単年度収支です。 実質単年度収支＝単年度収支(当該年度実質収支－前年度実質収支) ＋基金積立額＋地方債繰上償還額－基金取崩額
じどうしゃしゅとくぜいこうふきん 自動車取得税交付金	自動車の取得に対する税金で、町に配分されるものです。
しょうこうひ 商工費	商工業の振興や観光事業等の経費です。
しょうぼうひ 消防費	消防や救急活動のための経費です。
しやうりょうおよびてすうりょう 使用料及び手数料	町の施設を利用した場合や、証明書等の交付を受けた場合に利用者等が負担した金額です。
しよしゅつきん 諸支出金	基金への積立金などの経費です。
しよしゅうにゅう 諸収入	ほかの収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入などです。
じんけんひ 人件費	町長や職員の給料や手当及び議員報酬などです。
せんけつしよぶん 専決処分	条例や予算などは議会が議決をしなければなりません。しかし、時間的に議会の開会を待てない緊急の場合もあります。そのようなときに町長が議会に代わって決定することをいいます。 専決処分をしたことは、次の議会で承認を得なければなりません。
そうむひ 総務費	財産管理など役場を運営するための全般的な経費です。
た ▲ たんどくじぎょう 単独事業	国の補助を受けずに、町が単独で実施する事業です。 ⇔ 補助事業
たんねんどしゅうし 単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度だけの実質的な収支です。
ちほうこうふぜい 地方交付税	国税から一定の割合で町に交付されるもので、普通交付税と特別交付税の合計をいいます。
ちほうしょうひぜいこうふきん 地方消費税交付金	消費税のうち、町に配分されるものです。
ちほうじょうよぜい 地方譲与税	国が国税として徴収した税金のうち、町に配分されるものです。地方道路譲与税、自動車重量譲与税等があります。
ちほうとくれいこうふきん 地方特例交付金	恒久減税の実施による税金の減額分を補てんするために交付されます。
ちやうさい 町債	町の借金による収入です。将来にわたって返済が必要になります。
ちやうぜい 町税	町民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税など。町が条例に基づき徴収することができる税金です。
つみたてきん 積立金	特定の目的のために基金に積み立てるものです。

どうしおよびしゅっしきん 投資及び出資金	財団法人等に対する出資金などです。
どうしてきけいひ 投資的経費	町の支出のうち、その支出の効果がストックされて将来に残る経費です。施設や道路の建設、土地の購入などがこれにあたります。
とくていざいげん 特定財源	補助金のように用途が特定されている財源です。 国庫支出金、県支出金などがこれにあたります。 ⇔ 一般財源
とくべつかいけい 特別会計	特定の収入と支出によって運営される会計です。特定の目的のための会計で、 一般会計 とは区別されます。五霞町では、国民健康保険、老人保健、介護保険事業、公共下水道事業、公共用地先行取得事業、農業集落排水事業の6つの特別会計があります。
どぼくひ 土木費	道路や河川の整備、区画整理などの経費です。
な ▲ のうりんすいさんぎょうひ 農林水産業費	農業委員会の運営や農業振興のための経費です。
は ▲ はいとうわりこうふきん 配当割交付金	上場株式などの配当には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。
ひょうじゅんざいせいきぼ 標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を表すもので、標準的に収入しうる経常一般財源の大きさです。
ふじょひ 扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び町が単独で行っている各種扶助の経費です。
ふたんきん 負担金	町の事業によって利益を受ける人が、一定の割合で負担する金額です。
ふつうかいけい 普通会計	各地方公共団体の財政状況の把握や財政比較などのために用いられる統計上、観念上の会計です。 地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」によって構成されていますが、自治体ごとに各会計の範囲が異なっています。 そこで、一定の基準で区分しなおした会計を用いて地方財政統計を作成しますが、このための会計を「普通会計」といいます。 五霞町では一般会計と公共用地先行取得事業会計の合計となっています。
ふつうけんせつじぎょうひ 普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する 投資的経費 です。
ぶつけんひ 物件費	消耗品費や委託料など、他の性質に属さない消費的な経費です。
ぶんたんきん 分担金	受益者負担金の一種で、受益の限度において徴収するお金です。
ほじょじぎょう 補助事業	国からの補助金を受けて実施する事業です。 ⇔ 単独事業
ほじょひとう 補助費等	町内の団体などへの補助金、ごみ処理や消防など市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合への負担金などの経費です。
ま ▲ みんせいひ 民生費	社会福祉や児童福祉など、安定した社会生活を保障するための経費です。

や ▲	よびひ 予備費	予算外の支出に充てるために設けるものです。
ら ▲	りしわりこうふきん 利子割交付金	利子等の収入に課税された税金で、町に配分されるものです。
	りんじてきけいひ 臨時的経費	歳出のうち、突発的・一時的に支出される経費をいいます。 ⇔ 経常的経費
	るいじだんたい 類似団体	全国の市町村を「人口」と「産業構造」をもとに類型化したものです。 五霞町と同程度の町の財政状況を把握するための、最も身近な尺度となります。
	ろうどうひ 労働費	労働講座の開催や勤労者福祉貸付金の預託など、労働者のための施策の経費です。